令和5年10月11日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

| | |
|---|---|
| （１）行政処分等の年月日 | 令和5年10月11日 |
| （２）事業者の氏名又は名称 | 本庄観光株式会社（法人番号：4030001060400）　代表者　内田　佳憲 |
| （３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地 | （事業者）　埼玉県児玉郡美里町大字阿那志697-4<br>（本社営業所）埼玉県児玉郡美里町大字阿那志697-4 |
| （４）行政処分等の内容 | 輸送施設の使用停止　100日車 |
| （５）主な違反の条項 | 旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項 |
| （６）違反行為の概要 | 令和5年1月20日及び令和5年2月7日、定期的な監査を実施。3件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第38条第1項)、(2)高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(3)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項) |
| （７）違反点数付与状況 | 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　10点<br>当該事業者の累積点数　16点 |

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について２．（４）但し書き参照)